

令和 5 年度

公益財団法人神戸いきいき勤労財団
事業概要

経 済 觀 光 局

目 次

[1] 財団設立の趣旨	1
[2] 財団の概要	
1 名称	2
2 設立年月日	2
3 所在地	2
4 基本財産	2
5 機構	2
6 役職員数（常勤）	3
7 役員等	4
[3] 定款	5
[4] 令和4年度事業報告	
1 事業報告	13
2 事業別収支明細書	19
3 正味財産増減計算書	20
4 貸借対照表	21
5 財産目録	22
6 事業別収入明細書	23
7 事業別支出明細書	23
8 財務状況の推移	24
[5] 令和5年度事業計画	
1 事業計画	25
2 経営改善の取組状況	29
3 事業別予定収支明細書	30
4 予定正味財産増減計算書	31
5 予定貸借対照表	32
6 事業別予定収入明細書	33
7 事業別予定支出明細書	33
[6] 令和4年度主要事業計画・実績比較	34
[7] 主要事業の推移（令和2年度～令和4年度）	34

[1] 財団設立の趣旨

当財団は、市民、事業者と行政の連帶と協力のもとに、中高年齢者の福祉の増進に関する事業並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づくシルバー人材センターに関する事業等を行い、もって高齢社会における勤労者をはじめとする市民の福祉の向上と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

[2] 財団の概要

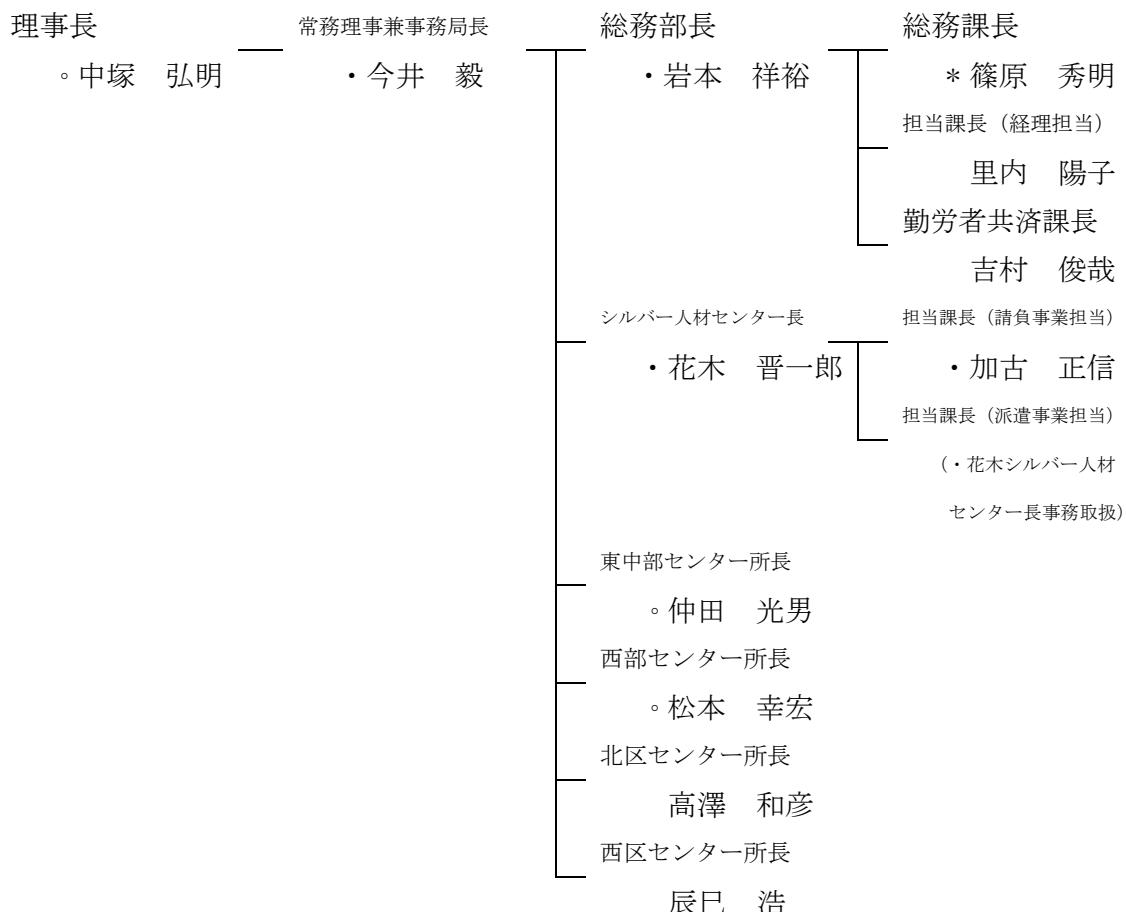
1 名 称 公益財団法人 神戸いきいき勤労財団
※ 平成 20 年 4 月 1 日 (財) 神戸勤労福祉振興財団に (財) 神戸市シルバー人材センターが統合し、名称を変更。平成 24 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行。

2 設立年月日 設立許可 昭和 56 年 11 月 2 日
設立登記 昭和 56 年 11 月 10 日

3 所 在 地 神戸市中央区江戸町 104 番地

4 基本財産 30,000 千円 (出捐 神戸市 100%)

5 機 構 令和 5 年 7 月 1 日現在



- ・印は神戸市派遣職員
- ・印は神戸市退職職員
- *印は神戸市再任用職員

6 役職員数(常勤)

令和5年7月1日現在

所 属		理事長	常務理事	部長・ 所長	課 長	係	計
総務部	総務課	1	1 (1)	1 (1)	2	3	8 (2)
	勤労者共済課				1	6	7
シルバー人材 センター	本部			1 (1)	1 (1)	8	10 (2)
	東中部センター			1		13	14
	西部センター			1		8	9
	北区センター			1		5	6
	西区センター			1		7	8
合 計		1	1 (1)	6 (2)	4 (1)	50	62 (4)

() 内は神戸市派遣職員数内書。臨時職員は除く。

以下は(公財)神戸市民文化振興財団への出向者

所 属	理事長	常務理事	部長・ 館長	課長・ 副館長	係	計
灘区文化センター					1	1
兵庫区文化センター					1	1
長田区文化センター					1	1
垂水区文化センター					1	1
合 計					4	4

7 役員等

令和5年7月1日現在（順不同）

(1) 評議員

氏名	所属団体・職名
田中 康秀	岡山商科大学副学長
長谷川 孝之	連合神戸地域協議会議長
加藤 明	連合神戸地域協議会副議長
岸 敏幸	兵庫県経営者協会専務理事
松原 守	神戸市シルバー人材センター会員
入江 浩子	兵庫県産業労働部労政福祉課長
大畠 公平	神戸市経済観光局長

(2) 理事・監事

財団役職名	氏名	所属団体・職名
理事長	中塚 弘明	
常務理事 兼事務局長	今井 豊	神戸市経済観光局部長
理事	宇高 康弘	連合神戸地域協議会事務局長
理事	山口 康志	神戸労働者福祉協議会事務局長
理事	高木 貞治	神戸市技能職団体連合会会長
理事	今津 由雄	神戸商工会議所常議員
理事	山下 貴子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
理事	野田 和恵	神戸大学大学院保健学研究科准教授
理事	黒田 多起子	神戸市シルバー人材センター会員
監事	清宮 豊	近畿労働金庫常務執行役員 兵庫地区本部 本部長
監事	落合 奈美	公認会計士・税理士

〔3〕定款

公益財団法人神戸いきいき勤労財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸いきいき勤労財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民、事業者と行政の連携と協力のもとに、中高年齢者の福祉の増進に関する事業並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づくシルバー人材センターに関する事業等を行い、もって高齢社会における勤労者をはじめとする市民の福祉の向上と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中高年齢者等の就業機会の開発及び就業相談
 - (2) 中高年齢者の福祉の増進に関する事業
 - (3) 高年齢者（概ね60歳以上で神戸市内に居住するものに限る。第4号及び第5号において同じ。）に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供（就業又は収入を保障するためのものは除く。）
 - (4) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業（兵庫県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けたものに限る。）を希望する高年齢者への職業紹介事業又は労働者派遣事業の実施（就業又は収入を保障するためのものは除く。）
 - (5) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催
 - (6) 神戸市勤労者福祉共済制度の運営
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、兵庫県神戸市及びその周辺において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる住所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第 10 条 この法人に評議員 5 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となつたことがある者
 - (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となつた者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 評議員に対する費用弁償の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わな

ければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席評議員の中からその会議において選出された 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 13 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とすることができる。
 - 4 第 2 項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもつて一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会が別に定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

4 その他の職員は、理事長が任免する。

第11章 補則

(委任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

松村 英洋
小笠原 啓介
草薙 信久
岩根 正
板東 慧
浅井 悟
大谷 幸正

4 この法人の設立登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

竹中 幸雄
天羽 章司
松井 信五郎
堀井 説也
奥田 耕作
小寺 隆
佐野 末夫
横山 ひろみ
奥田 保子

5 この法人の最初の理事長は竹中幸雄、常務理事は、天羽章司とする。

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

嶋田 輝男
清水 好央

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	物量等
投資有価証券等	取得価額 30,000,000 円

附 則

この定款は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年4月1日から施行する。

〔4〕令和4年度事業報告

令和4年度は、長引く新型コロナウイルス感染症への対応からウィズコロナへ向けた対応が求められる中、「第5次中期経営計画」（対象期間：令和4～8年度）の初年度にあたり、同計画において二本柱として位置付けた勤労者福祉共済事業およびシルバー人材センター事業それぞれについて、課題を洗い出し、その解決に向け取り組んだ。

勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業は、昭和47年11月の神戸市による事業開始から50周年の節目を迎えたことから、特別企画を実施した。

また、神戸市から事業移管を受け6年が経過し、当財団の自主事業として、会員ニーズの把握のため、アンケート調査を実施した。今後、従来から提供している地域密着型サービスと令和3年度に導入を行った全国型サービスとの相乗効果もはかりながら、アンケート結果を踏まえたサービス向上と加入要件の緩和による一層の会員確保に努め、会員である勤労者および企業等の福祉向上と活力ある地域社会づくりにつなげていく。

シルバー人材センター事業は、高年齢者に対する生きがいづくりの場等としての就業機会の提供を通じて、高齢者の健康維持や、急激に進む高齢化の進行や労働力人口の減少に対する企業等への労働力の供給事業として、その重要性が益々高まっている。

一方で新型コロナウイルス感染症の影響や社会情勢の変化等、財団を取り巻く経営環境が厳しくなるなか、オンラインによる入会手続きを開始する等、新規会員の確保に取り組んだ。

また、請負・委託になじまない就業について、派遣事業への切り替えを進める等適正就業に取り組むとともに、現場安全巡回の拡大のほか、使用機器の変更や講習の実施、衛生推進体制の充実等、会員の安全就業対策の充実をはかり、事故防止に努めた。

1 事業報告

（1）勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業

令和4年度においては、福利厚生事業としての有効性の調査および事業拡大への検証のため、事業主・会員アンケート調査を実施した。調査結果をもとに利用者の満足度や新しいニーズを把握し、事業展開に活かした。

また、加入要件の緩和（個人事業主の加入・市内に事業所を有している企業）を実施し、ハッピーパックに加入可能となった個人事業主や、市外に本店がある神戸市内の企業の加入促進をダイレクトメールや広報媒体、電話案内にて実施した。

制度設立50周年を迎えるにあたり、会員への感謝の表明として大型特別企画（特別プレゼント、クイズ）を実施したほか、スポーツイベントやバスツアー、グルメ企画等を再開し、サービス水準の維持および福利厚生の充実をはかった。

ウィズコロナの考え方の中、社会経済活動が活発となり、それに伴いレジ

ヤー施設の利用や旅行・宿泊割引、映画・演劇等の利用数が令和3年度と比較し増加した。

《事業実績》 会員数（令和5年3月31日現在）2,330社 43,411人

事業名	項目	内 容	実 績
健 康・相 談・支援事業	人間ドック	兵庫県予防医学協会等	312件
	大腸がん検診	郵送による大腸がん検診	920件
	相談・支援業務等	法律相談、心の健康相談、子育て支援等	22件
	健康づくり支援	家庭常備薬のあっせん	4,991件
レクリエーション事業	わくわくセレクション	観劇、コンサート、ランチ等のコースから選択	42,828人
	日帰りバスツアー	日帰りの推奨旅行	646人
	スポーツ大会等	ソフトボール、フットサル、ウォーキング、クライミング等	582人
	親子体験教室	親子体験企画(北野工房、マリンピア神戸)	209人
	保養所利用助成	東急ホテルズ、休暇村、かんぽの宿（亀の井ホテル）等	815人
	映画、演劇等	映画、演劇、コンサートチケットのあっせん	6,484人
	旅行割引等	旅行社のパック旅行助成	660人
	レジャー施設借上等	観光農園、プロ野球、Jリーグ等	5,955人
	クラブ活動助成	軟式野球、卓球、バドミントン	272人
	スポーツクラブ	神戸YMC A、天王ダムスポーツガーデン	493人
	その他企画イベント	ビアテラス、クリスマスケーキ、スイーツ他	400人
	50周年記念事業	プレゼント企画、思い出募集等	5,245件
その他の事業	講座・セミナー	退職準備セミナー、各種講座助成	240人
	共済ニュースの発行等	ハッピーパックニュース（月1回）	全会員
		利用ガイド（年1回発行）	全会員
		ホームページのユーザー件数	68,224件
	ホームページ等の運営	ホームページのアクセス件数	356,209件
		メールマガジン登録者数	3,120人
		電子会員証	スマートフォンへの累計実ダウンロード件数
	ハッピーパック「ふらす」	利用人数	32,308人
		会員登録者数	4,079人
		メールマガジン登録者数	2,201人

(収益事業等会計)

事業名	項目	内 容	実 績
給付事業	慶弔給付	結婚祝金、死亡弔慰金、還暦祝品 等	5,811件
	永年勤続褒賞	記念品支給（勤続5・10・20年）	4,297件

(2) シルバー人材センター事業

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体で、神戸市在住で 60 歳以上の高年齢者に対し、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務にかかる就業」を通じた生きがいづくりの場を提供している。

また、高年齢者の知恵と経験を子育てや介護等の部門に生かすことにより、若い世代の就業や生活を支援し、地域に密着した社会貢献を行っている。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症対策の影響のなか、新規会員の確保、会員の安全就業や適正就業への取組みを進めた。

① 会員の確保

令和 4 年 6 月まで毎月 1 回勤労会館で入会希望者説明会を開催していたが、同会館閉鎖に伴い、令和 4 年 7 月よりホームページの専用サイトよりいつでも入会手続きができる「オンライン入会手続き」を開始し、新型コロナウイルス禍での新規会員確保に取り組んだ。

② 安全・適正就業の推進

会員の安全就業を推進するため、会員安全就業推進委員会（原則：毎月 1 回）のもと、現場安全巡回を実施（計 1,068 か所）するとともに、刈払機講習・自動車運転者講習等の会員向け研修を実施したほか、「安全就業だより」（年 10 回）、「シルバーニュース」（年 2 回）を発行し、安全意識共有への取組みを行った。

また、請負・委任業務になじみにくい業務について、発注者や会員に理解を求めながら、シルバー派遣事業等への切り替えを進め、適正就業に取り組んだ。

③ 就業開拓の推進

民間企業等への訪問による受注開拓や既契約先への受注拡充の働きかけを行ったほか、民間企業や市役所を対象にシルバー人材センターの活用を促すセミナーを開催した。

また、「広報紙 K O B E」をはじめとした各種広報媒体やホームページを活用し、事業の P R に努めた。

④ 地域に密着した事業の展開

家庭やマンション管理組合からの発注による庭木の手入や水やり、出前託児（ぴよびよ隊事業）等の子育て支援サービス、近年社会問題化している空家等の管理業務への取組みや神戸市と連携した空家・空地の除草作業を実施した。

また、市外在住の方には、ふるさと納税の返礼品として空地等の除草作

業を実施した。

⑤ 会員の自主的活動

新型コロナウイルス禍でイベントが中止となるなか、9月にデュオこうべで開催された『シルバーフェスティバル』に、会員自主活動グループ『W A F U d e 小物』が出展参加し、シルバー人材センターのPR活動を実施した。

⑥ シルバー派遣事業および有料職業紹介事業

会員に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務にかかる就業の機会を提供し、高年齢者の多様な働き方へのニーズに対応するため、(公社)兵庫県シルバー人材センター協会が実施する労働者派遣事業（シルバー派遣事業）および有料職業紹介事業を実施した。

《事業実績》 (注) 有料職業紹介事業を除く。

〈1〉 総括

	会員数 (人)	契約金額 (千円)	就業延人員 (人日)	契約件数 (件)
4月	11,915	252,473	52,628	3,084
5月	12,015	243,178	50,615	450
6月	12,127	272,589	53,794	690
7月	12,171	263,453	52,864	652
8月	12,216	251,570	51,184	521
9月	12,306	252,977	49,991	631
10月	12,389	251,448	49,067	899
11月	12,466	261,691	50,863	695
12月	12,522	247,564	48,850	580
1月	12,587	209,089	43,452	290
2月	12,689	202,883	42,590	290
3月	11,150	228,884	46,570	252
合計	11,150	2,937,799	592,468	9,034

〈2〉 区別会員数

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
男性 (人)	706	486	410	414	1,243	379	732	851	1,485	6,706
女性 (人)	500	354	377	404	672	314	470	507	846	4,444
計 (人)	1,206	840	787	818	1,915	693	1,202	1,358	2,331	11,150
構成比	10.8%	7.5%	7.1%	7.3%	17.2%	6.2%	10.8%	12.2%	20.9%	100.0%

〈3〉 年齢階層別会員数

	～64歳		65歳～		70歳～		75歳～		80歳～		合計	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
男性	176	1.6%	1,210	10.8%	2,691	24.1%	1,815	16.3%	814	7.3%	6,706	60.1%
女性	252	2.2%	1,004	9.0%	1,790	16.1%	1,024	9.2%	374	3.4%	4,444	39.9%
全体	428	3.8%	2,214	19.8%	4,481	40.2%	2,839	25.5%	1,188	10.7%	11,150	100.0%

〈4〉 発注者別事業実績

発注先	契約金額		就業延人員	
	千円	構成比	人日	構成比
民間企業	2,073,696	70.6%	441,362	74.4%
家庭・個人	339,160	11.5%	67,850	11.5%
公共団体	308,105	10.5%	48,435	8.2%
外郭団体	216,838	7.4%	34,821	5.9%
合 計	2,937,799	100.0%	592,468	100.0%

〈5〉 職群別事業実績

職 群	職種名（例示）	契約金額		就業延人員		契約件数	
		千円	構成比	人日	構成比	件	構成比
専門技術	パソコン訪問指導、一般経理事務、設備保守点検	28,263	1.0%	5,648	1.0%	60	0.7%
技能	植木剪定、大工、塗装、左官、製品製作、各種組立加工	197,940	6.7%	23,380	3.9%	3,209	35.5%
事務整理	文書整理事務、筆耕、調査事務	27,351	0.9%	4,137	0.7%	71	0.8%
管理監視	建物管理、宿直、駐輪管理	221,370	7.5%	37,318	6.3%	228	2.5%
折衝外交	配布、検針、販売補助	81,827	2.8%	18,391	3.1%	71	0.8%
一般作業	清掃作業、除草作業、軽作業	1,365,941	46.5%	317,444	53.5%	4,123	45.6%
サービス	家事援助サービス、老人介助	104,651	3.6%	30,015	5.1%	764	8.5%
請負合計		2,027,343	69.0%	436,333	73.6%	8,526	94.4%
派遣事業		910,456	31.0%	156,135	26.4%	508	5.6%
合 計		2,937,799	100.0%	592,468	100.0%	9,034	100.0%

2 事業別収支明細書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位: 円)

科 目	収 入	支 出	収 支 差
公益目的事業会計	2,449,680,768	2,473,922,780	△ 24,242,012
勤労者福祉共済事業	214,071,883	203,096,820	10,975,063
	2,235,608,885	2,270,825,960	△ 35,217,075
収益事業等会計	99,044,873	95,360,770	3,684,103
共済給付事業	99,044,873	95,360,770	3,684,103
法人会計	72,636,090	74,482,637	△ 1,846,547
合 計	2,621,361,731	2,643,766,187	△ 22,404,456

※神戸市からの収入

- (1) 補助金 65,000,000 円
(2) 受託料 8,664,647 円

3 正味財産増減計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位: 円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	48,834
特定資産運用益	31
事業収益	2,406,088,695
受取補助金等	130,000,000
受取助成金等	116,393
雑収益	85,107,778
経常収益 計	2,621,361,731
(2) 経常費用	
事業費	2,569,167,156
管理費	74,482,637
経常費用 計	2,643,649,793
当期経常増減額	△ 22,288,062
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
経常外収益 計	0
(2) 経常外費用	1
経常外費用 計	1
当期経常外増減	△ 1
税引前当期一般正味財産増減額	△ 22,288,063
法人税、住民税および事業税	0
当期一般正味財産増減額	△ 22,288,063
一般正味財産期首残高	637,933,214
一般正味財産期末残高	615,645,151
II 指定正味財産増減の部	
一般正味財産への振替額	△ 116,393
当期指定正味財産増減額	△ 116,393
指定正味財産期首残高	817,810,026
指定正味財産期末残高	817,693,633
III 正味財産期末残高	1,433,338,784

4 貸借対照表

(令和5年3月31日現在、単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	182,521,696	未払金	25,736,740
立替金	124,339	未払配分金	128,118,562
未収金	150,283,611	未払費用	2,656,725
未収利息	20,992	前受金	168,380
未収消費税等	7,015,998	預り金	2,276,148
前払金	3,938,176	賞与引当金	17,595,150
貸倒引当金	△ 887,026	流動負債合計	176,551,705
流動資産合計	343,017,786	2. 固定負債	
2. 固定資産		退職給付引当金	4,534,518
(1) 基本財産		固定負債合計	4,534,518
投資有価証券	20,000,000	負債合計	181,086,223
定期預金	10,000,000		
基本財産合計	30,000,000		
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
準基本財産	160,000,000	1. 指定正味財産	
特別事業積立預金	23,000,000	寄附金	815,231,996
退職給付引当資産	4,534,518	助成金	2,461,637
減価償却引当資産	83,760	指定正味財産合計	817,693,633
損失準備引当資産	38,883,180	(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)
共済事業引当資産	313,771,056	(うち特定資産への充当額)	(787,693,633)
共済給付準備資産	471,460,940	2. 一般正味財産	
財政運営資金積立資産	192,300,000	(うち特定資産への充当額)	(414,266,940)
建物附属設備	2,461,637	正味財産合計	1,433,338,784
特定資産合計	1,206,495,091		
(3) その他固定資産			
建物	11,857,173		
建物附属設備	2,698,053		
構築物	817,333		
什器備品	1,757,174		
車輌運搬具	714,715		
出資金	11,000		
電話加入権	2,249,832		
預託金	22,050		
敷金	14,479,800		
保証金	305,000		
その他固定資産合計	34,912,130		
固定資産合計	1,271,407,221		
資産合計	1,614,425,007	負債及び正味財産合計	1,614,425,007

5 財産目録

(令和5年3月31日現在、単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		その他固定資産	
流動資産		建物	11,857,173
現金預金		建物附属設備	2,698,053
現金	257,732	構築物	817,333
普通預金		什器備品	
日新信用金庫 他	182,263,964	スライドキャビネット 他	1,757,174
立替金	124,339	車輌運搬具	
未収金		パッカー車 他	714,715
シルバー事業収入 他	150,283,611	出資金	
未収利息	20,992	日新信用金庫 他	11,000
未収消費税等	7,015,998	電話加入権	2,249,832
前払金		預託金	
事務所賃借料 他	3,938,176	シルバー車輌再資源化預託金	22,050
貸倒引当金	△ 887,026	敷金	
流動資産合計	343,017,786	事務所 他	14,479,800
固定資産		保証金	
基本財産		駐車場 他	305,000
投資有価証券		その他固定資産合計	34,912,130
令和4年度こうべSDGs市民債	20,000,000	固定資産合計	1,271,407,221
定期預金		資産合計	1,614,425,007
大阪協栄信用組合	10,000,000	(負債の部)	
基本財産合計	30,000,000	流動負債	
特定資産		未払金	
準基本財産		委託費 他	25,736,740
普通預金 日新信用金庫	160,000,000	未払配分金	
特別事業積立預金		シルバー会員に対する配分金	128,118,562
普通預金 日新信用金庫	23,000,000	未払費用	
退職給付引当資産		社会保険料 他	2,656,725
普通預金 日新信用金庫	4,534,518	前受金	
減価償却引当資産		シルバー事業発注者	168,380
普通預金 三井住友銀行	83,760	預り金	
損失準備引当資産		所得税 他	2,276,148
普通預金 三井住友銀行	38,883,180	賞与引当金	17,595,150
共済事業引当資産		流動負債合計	176,551,705
普通預金 日新信用金庫	313,771,056	固定負債	
共済給付準備資産		退職給付引当金	4,534,518
普通預金 日新信用金庫	471,460,940	固定負債合計	4,534,518
財政運営資金積立資産		負債合計	181,086,223
普通預金 三井住友銀行	192,300,000	(正味財産の部)	
建物附属設備	2,461,637	正味財産合計	1,433,338,784
特定資産合計	1,206,495,091	負債及び正味財産合計	1,614,425,007

6 事業別収入明細書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位:円)

科 目	収 入	内 訳			
		事業収入	受託料 収 入	補助金 収 入	その他 収 入
公益目的事業会計	2,449,680,768	2,303,247,512	0	130,000,000	16,433,256
勤労者福祉共済事業	214,071,883	198,456,344	0	0	15,615,539
	シルバー人材センター事業	2,235,608,885	2,104,791,168	0	130,000,000
収益事業等会計	99,044,873	94,176,536	0	0	4,868,337
共済給付事業	99,044,873	94,176,536	0	0	4,868,337
	法人会計	72,636,090	0	8,664,647	0
合 計	2,621,361,731	2,397,424,048	8,664,647	130,000,000	85,273,036

7 事業別支出明細書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位:円)

科 目	支 出	内 訳	
		人件費	物件費
公益目的事業会計	2,473,922,780	268,997,064	2,204,925,716
勤労者福祉共済事業	203,096,820	27,337,449	175,759,371
	シルバー人材センター事業	2,270,825,960	241,659,615
収益事業等会計	95,360,770	12,851,965	82,508,805
共済給付事業	95,360,770	12,851,965	82,508,805
	法人会計	74,482,637	70,448,525
合 計	2,643,766,187	352,297,554	2,291,468,633

8 財務状況の推移

(単位 : 千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	3→4増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 14,298	3,869	▲ 22,288	▲ 26,157
		経常収益	3,818,387	3,413,285	2,621,362	▲ 791,923
		うち公益	3,707,673	3,304,189	2,449,681	▲ 854,508
		うち公益以外	110,714	109,096	171,681	62,585
		経常費用	3,832,685	3,409,416	2,643,650	▲ 765,766
		うち事業費（公益）	3,719,040	3,304,498	2,473,806	▲ 830,692
		うち事業費（公益以外）	107,852	100,013	95,361	▲ 4,652
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	5,793	4,905	74,483	69,578
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	▲ 212	15,378	0	▲ 15,378	
		経常外収益	0	37,424	0	▲ 37,424
		経常外費用	212	22,046	0	▲ 22,046
	法人税、住民税及び事業税		222	222	0	▲ 222
	当期一般正味財産増減額		▲ 14,732	19,025	▲ 22,288	▲ 41,313
	一般正味財産期首残高		633,640	618,908	637,933	19,025
	一般正味財産期末残高		618,908	637,933	615,645	▲ 22,288
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 9,116	▲ 117	▲ 116	1
		指定正味財産増加額	0	0	0	0
		指定正味財産減少額	9,116	117	116	▲ 1
		うち一般正味財産への振替額	9,116	117	116	▲ 1
	指定正味財産期首残高		827,043	817,927	817,810	▲ 117
	指定正味財産期末残高		817,927	817,810	817,694	▲ 116
	正味財産期首残高		1,460,683	1,436,835	1,455,743	18,908
	当期正味財産増減		▲ 23,848	18,908	▲ 22,404	▲ 41,312
	正味財産期末残高		1,436,835	1,455,743	1,433,339	▲ 22,404
貸借対照表（B/S）	資産合計		1,750,587	1,715,589	1,614,425	▲ 101,164
	流動資産		470,266	437,404	343,018	▲ 94,386
	固定資産		1,280,321	1,278,185	1,271,407	▲ 6,778
	うち建物		8,975	12,416	11,857	▲ 559
	負債合計		313,752	259,846	181,086	▲ 78,760
	流動負債		311,549	256,237	176,552	▲ 79,685
	うち短期借入金		0	0	0	0
	固定負債		2,203	3,609	4,534	925
	うち長期借入金		0	0	0	0
	正味財産合計		1,436,835	1,455,743	1,433,339	▲ 22,404
	指定正味財産		817,927	817,810	817,694	▲ 116
	一般正味財産		618,908	637,933	615,645	▲ 22,288

〔5〕令和5年度事業計画

令和5年度は、「第5次中期経営計画」（対象期間：令和4年度～令和8年度）の2年度にあたる。

同計画においては、勤労者福祉共済事業およびシルバー人材センター事業を当財団事業の二本柱として位置付け、それぞれの事業について課題を洗い出し、その課題に向けた具体的な取組みを盛り込んでいる。

両事業について具体的な取組みを進めることにより「勤労者をはじめとする市民の福祉の向上と活力ある地域社会づくりに寄与する」という当財団の目的の達成を目指すものである。

勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業は、当財団の自主事業として会員ニーズの把握に努め、従来から提供している地域密着型サービスの充実に加え、全国型サービスの導入をはかってきた。

令和4年度には、会員のアンケート調査を行ったが、令和5年度からはその結果を踏まえたサービスの拡充、リニューアルを順次進めていく。

また令和4年度に加入資格の拡大を行ったことに伴う会員の確保により、安定的な運営に努め、会員である勤労者の福祉のさらなる増進をはかる。

シルバー人材センター事業は、高齢化の進行や労働力不足により高年齢者に対する生きがいづくりの場等としての就業機会の提供の重要性が、益々高まっている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとした社会情勢の変化等に伴う経営環境の厳しさに対応するため、経費の削減や事務费率の改定等による経営改善に取り組む。また、引き続きオンライン入会手続き等WEBを活用した情報提供・ペーパーレス化の推進や契約の大半を占める請負・委任にかかる就業の適正化に積極的に取り組む。

会員の安全就業対策については引き続き推進し、就業中の事故防止に努める。

1 事業計画

（1）勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業

勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業は、市内企業の事業主と当財団が協力し、従業員の福利厚生事業を実施することにより、従業員の意欲向上や定着、人材の確保等中小企業等の振興に寄与することを目的としている。

神戸市からの事業移管後6年が経過し加入促進策等の効果もあり、入退会の差はプラスとなっているが、既会員企業内の採用と退職の差がマイナスとなっており、全体では会員数の減少が続いているのが現状である。

令和5年度は、第5次中期経営計画に掲げた具体的取組み内容を進めることにより、さらなるサービスの充実および加入促進・退会抑止につなげる。

① 地域密着型サービスの充実

従来から実施している「健康・相談・支援事業」、「レクリエーション事業」等の地域密着型サービスの充実への取組強化を進めるとともに、新たな会員ニーズへの適応として、子育て世代のニーズに対応した新たな子育て支援サービスの提供や、子供向けイベント、親子体験教室等若い世代をターゲットにしたサービスの拡充を検討する。

昨年度、会員へのアンケート調査を実施したが、その結果を踏まえたサービスの拡充、リニューアルを5年度から順次実施する。

ア 健康・相談・支援事業

- (ア) 人間ドック等の利用補助 (イ) 法律・心の健康相談 (ウ) 子育て支援事業 (エ) 家庭常備薬のあっせん (オ) 新規事業：インフルエンザ予防接種助成

イ レクリエーション事業

- (ア) わくわくセレクション (イ) 保養所利用助成 (ウ) パック旅行費用の割引および助成 (エ) 映画、観劇チケット等の割引斡旋 (オ) 日帰りバスツアー (カ) レジャー施設やスポーツクラブ等の利用割引 (キ) スポーツ大会、バンドパーティ、夏休み・春休み親子体験教室 等

② 全国型サービスの魅力発信

令和3年度より、従来の地域密着型サービスに加え、民間の福利厚生サービス事業者と提携し、ハッピーパック「ぷらす」として全国型サービスの充実をはかっている。

令和5年度は、地域密着型サービスとの補完、相乗効果により4年度に加入資格拡大した対象企業等の一層の加入促進につなげる。

ア ハッピーパック「ぷらす」の概要

- (ア) 全国1,000以上の遊園地・テーマパーク等のレジャー施設 (イ) 20,000軒以上の宿泊施設 (ウ) 1,000以上の日帰り湯施設 (エ) 40,000店以上のカジュアルグルメ店等 (オ) これまで未提携の全国系列映画館 (カ) その他200,000以上の施設利用

③ I C T化の推進

社会情勢の変化や新たな会員ニーズに適応した利便性の向上を進めるため、決済のキャッシュレス化、会員企業等とのデータ連携、ホームページの機能拡充等ICT化を推進する。

令和5年度は、6年度のシステム更新に向け、詳細を詰める等準備を進めていく。

④ 共済給付事業の実施

市の直営事業を承継した給付事業として、(ア)結婚・出産祝金、入学祝金、卒業・20歳祝品、還暦祝品、死亡弔慰金、傷病見舞金の「慶弔給付」および(イ)同一企業で会員資格を得てから5・10・20年勤務された会員に贈呈する「永年勤続褒賞記念品支給」の2事業を実施する。

(2) シルバー人材センター事業

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体であり、市内在住で60歳以上の高年齢者に対し、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務にかかる就業」を通じた生きがいづくりの場を提供している。

シルバー人材センター事業は、フレイルの予防の三本柱である「栄養」「運動」「社会参加」のうち、「運動」と「社会参加」に役立ち、市民の健康寿命延伸にも寄与できる事業である。

人口減少社会の到来により、生産年齢人口の割合は減少し、出生数が減少するとともに、高齢化率はさらに高まり、労働力不足が顕在化する。このような状況のなか、シルバー人材センター事業の重要性は益々高まると予想される。

一方で、いまだに残る新型コロナウイルス感染症の影響や、諸物価の高騰をはじめとした社会経済情勢の変化は、シルバー人材センター事業の運営基盤を揺るがしかねない厳しい状況を招いている。これに対応するため、一層の経費の削減に努めるほか、令和5年度下半期より事務費率を改定することに加え、令和6年度より会費の徴収を行う予定としている。

今後会員がより高齢化することが予想されるが、引き続き就業を通じた生きがいづくりの場を提供し、高年齢者の福祉の増進と活力ある地域づくりに貢献していく。

① 会員確保と意識・能力向上

ア 新規会員確保

専用サイトからいつでも入会手続きができるようオンライン入会説明会を中心に、利便性を高めることで新規会員確保に努める。

なお、オンライン入会説明会が利用できない方には、電話等により説明会資料・申込書を送付する等柔軟に対応していく。

また、WEBを活用した情報提供・ペーパーレス化を推進する。

イ 会員の意識・能力向上・フォローアップ

市民が安心してサービスを利用できるよう、刈払機の実技講習の実施や、(公社)兵庫県シルバー人材センター協会が開催する技能講習会の受講案内をシルバー人材ニュースにより行う等、リスクリソースを促進することに

より会員の意識・能力向上をはかっていく。

また適正就業の推進により増加している派遣会員に対しても、ビジネスマナーや接遇、労働法規等の講習会を継続して実施していく。

さらに適正就業に向けて就業場所を訪問しているが、これにあわせて就業状況を聞き取る等、会員のフォローアップを行う。

② 安全・適正就業

ア 安全就業の環境づくり

会員がより高齢化するなか、事故の発生を防ぐため、入会時に「安全就業の手引き」を配付するとともに、就業紹介時に意識啓発を行う。

また、毎月発行する「安全就業だより」やホームページ等を通じて、安全第一の就業の徹底をはかる。

特に傷害事故の大半を占める転倒による事故の減少をはかるため、神戸市と連携をはかりながら、フレイル予防等の啓発を「安全就業だより」に掲載し注意喚起をはかる。

さらに現場安全巡回を継続し、安全上の課題等を確認していく。

イ 適正就業の推進

現在取組みを進めている適正就業について、継続した検証を行い、指揮命令がある等請負・委任になじまない就業については、(公社) 兵庫県シルバー人材センター協会が実施する労働者派遣事業(シルバー派遣事業)への切替えを依頼する等、就業形態に合わせた契約を締結する。

併せてワークシェアリングを進め、より多くの会員の就業機会を確保する。

③ 神戸市との連携

神戸市の高齢者就業促進に関する取組みに積極的に連携・協力し、高齢者の就業機会拡大に寄与する。

④ シルバー派遣事業および有料職業紹介事業

シルバー派遣事業および有料職業紹介事業の実施事務所として、高年齢者の就業に適した、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務への雇用を希望する高年齢者の求職活動を支援する。

2 経営改善の取組状況

当財団では、神戸市の外郭団体として、市との連携、協力のもとに公的サービス提供の一翼を担うことができるよう、令和4年度を初年度とする第5次中期経営計画（計画期間4年度～8年度）に基づき、着実かつ安定的に事業を実施している。

なお、令和5年度予算の編成に際して、新型コロナウイルス感染症の影響等により収支が大変厳しい状況となったことから、当財団職員に向けて「経営改善への取り組み強化について」を発出し、経費の節減、収入の確保に向けて抜本的な取組みを進めている。今後ともさらなる経営改善および経営基盤の強化に取り組み、職員一丸となって危機を乗り越えていく。

（1）勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業

低廉で安定的・持続的で魅力あるサービスの提供や利便性の向上に努め、スケールメリットを活かした安定的な事業運営のため会員数の維持拡大に取り組み、会員のさらなる福祉増進に寄与する。

具体的には、①新規会員の獲得・退会防止のため、令和3年度から、地域密着の福利厚生サービスに加え、サービス対象を全国に広域化した「ハッピーパック+（プラス）」を導入、さらに②未加入企業への加入勧誘や各種団体への事業説明によるアプローチの強化、③他都市・団体との情報交換を密にして新しいサービスの開拓、④地域に密着したサービスの充実等を進めしていく。

（2）シルバー人材センター事業

高年齢者の知恵と経験を生かした幅広い分野の就業開拓に積極的に取り組むとともに、様々な経歴を有する多くの会員を確保し、高年齢者に就業を通じた生きがいづくりの場を提供する。

具体的には、①会員確保に関しては、専用WEBサイトからいつでも入会手続きができるオンライン入会手続きを継続するとともに、スマートフォンなどから配分金明細書やお知らせが確認できる会員向けWEBサービスを新たに導入し、利便性を高めることで新規会員のさらなる確保に努める。②より多くの会員が就業できるよう、新たに就業開拓チームを設置し就業機会のさらなる拡大をはかる。③ハローワークと連携した広報活動を実施する。④シルバー人材センターにおける会員確保や就業開拓、安全・適正就業推進等のサービス拡充にかかる経費の増加に対応するため、事務費率の改定や会費の徴収を予定している。

3 事業別予定収支明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位:千円)

科 目	収 入	支 出	収 支 差
公益目的事業会計	2,187,554	2,242,102	△ 54,548
勤労者福祉共済事業	220,438	220,335	103
	1,967,116	2,021,767	△ 54,651
収益事業等会計	101,862	101,340	522
共済給付事業	101,862	101,340	522
法人会計	16,575	20,716	△ 4,141
合 計	2,305,991	2,364,158	△ 58,167

※神戸市からの収入

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 補助金 | 65,000 千円 |
| (2) 受託料 | — 千円 |

4 予定正味財産増減計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位: 千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	109
特定資産運用益	0
事業収益	2, 137, 183
受取補助金等	130, 000
受取助成金等	116
雑収益	38, 583
経常収益 計	2, 305, 991
(2) 経常費用	
事業費	2, 343, 326
管理費	20, 716
経常費用 計	2, 364, 042
当期経常増減額	△ 58, 051
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
経常外収益 計	0
(2) 経常外費用	0
経常外費用 計	0
当期経常外増減	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 58, 051
法人税、住民税および事業税	0
当期一般正味財産増減額	△ 58, 051
一般正味財産期首残高	615, 645
一般正味財産期末残高	557, 594
II 指定正味財産増減の部	
一般正味財産への振替額	△ 116
当期指定正味財産増減額	△ 116
指定正味財産期首残高	817, 694
指定正味財産期末残高	817, 578
III 正味財産期末残高	1, 375, 172

5 予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在、単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	136,592	未払金	24,005
立替金	107	未払配分金	111,207
未収金	131,147	未払費用	2,624
未収利息	21	未払消費税等	3,483
前払金	3,983	前受金	139
貸倒引当金	△ 1,087	預り金	2,446
流動資産合計	270,763	賞与引当金	16,547
2. 固定資産		流動負債合計	160,451
(1) 基本財産		2. 固定負債	
投資有価証券	20,000	退職給付引当金	5,587
定期預金	10,000	固定負債合計	5,587
基本財産合計	30,000	負債合計	166,038
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
準基本財産	160,000	1. 指定正味財産	
特別事業積立預金	23,000	寄附金	815,232
退職給付引当資産	5,587	助成金	2,346
減価償却引当資産	84	指定正味財産合計	817,578
損失準備引当資産	38,883	(うち基本財産への充当額)	30,000
共済事業引当資産	313,771	(うち特定資産への充当額)	787,578
共済給付準備資産	471,461	2. 一般正味財産	557,594
財政運営資金積立資産	192,300	(うち特定資産への充当額)	414,267
建物附属設備	2,346	正味財産合計	1,375,172
特定資産合計	1,207,432		
(3) その他固定資産			
建物	11,298		
建物附属設備	2,532		
構築物	708		
什器備品	1,409		
出資金	11		
電話加入権	2,250		
預託金	22		
敷金	14,480		
保証金	305		
その他固定資産合計	33,015		
固定資産合計	1,270,447		
資産合計	1,541,210	負債及び正味財産合計	1,541,210

6 事業別予定収入明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位:千円)

科 目	収 入	内 訳			
		事業収入	受託料 収 入	補助金 収 入	その他 収 入
公益目的事業会計	2,187,554	2,040,554	0	130,000	17,000
勤労者福祉共済事業	220,438	203,554	0	0	16,884
	1,967,116	1,837,000	0	130,000	116
収益事業等会計	101,862	96,629	0	0	5,233
共済給付事業	101,862	96,629	0	0	5,233
法人会計	16,575	0	0	0	16,575
合 計	2,305,991	2,137,183	0	130,000	38,808

7 事業別予定支出明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位:千円)

科 目	支 出	内 訳	
		人件費	物件費
公益目的事業会計	2,242,102	259,988	1,982,114
勤労者福祉共済事業	220,335	27,033	193,302
	2,021,767	232,955	1,788,812
収益事業等会計	101,340	12,723	88,617
共済給付事業	101,340	12,723	88,617
法人会計	20,716	17,162	3,554
合 計	2,364,158	289,873	2,074,285

[6] 令和 4 年度主要事業計画・実績比較

項目	計画	実績
勤労者福祉共済（ハッピー・パック）事業	1. 従来型サービスの充実 2. 新たな会員ニーズへの適応 3. I C T 化の推進	年度末時点での会員数 43, 411 人
シルバー人材センター事業	1. 会員確保と意識・能力向上 2. 安全・適正就業 3. 神戸市との連携	契約金額 2, 938 百万円 契約件数 9, 034 件 会員就業率 51. 6 %

[7] 主要事業の推移（令和 2 年度～令和 4 年度）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度		令和 4 年度	
	実績	実績	対前年度比	実績	対前年度比
勤労者福祉共済事業会員数 ※各年度末時点での会員数	43, 525 人	43, 805 人	100. 6%	43, 411 人	99. 1%
シルバー人材センター契約金額	3, 715 百万円	3, 359 百万円	90. 4%	2, 938 百万円	87. 5%
シルバー人材センター契約件数	10, 258 件	9, 556 件	93. 2%	9, 034 件	94. 5%
シルバー人材センター会員就業率	51. 8 %	53. 4 %	103. 1%	51. 6 %	96. 6%